

令和元年度

定期監査結果報告書

令和2年2月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

令和2年2月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 馬 場 政 教

目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	1
第 5 監査の主な実施内容	1
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の結果	4
1 指摘事項	4
(1) 法令等に違反していると認められるもの	4
ア 生活環境課	4
瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の交付に当たり、交付対象者 とはならない団体に対し補助金が交付されており、要綱に違反しているもの	
イ 市民図書館	5
食糧費を増額するための流用が行われており規則に違反しているもの	
ウ 市民課、いきいき長寿課	6
繰越調定すべき日を誤っており規則に違反しているもの	
エ 上水道業務課、下水道課、市民病院	7
出納取扱金融機関等の検査が行われておらず政令に違反しているもの	
オ 裳掛こども園	8
見積書の徴取に当たり、特定の業者に依頼し、他者の見積書を取りまとめさせ ていたり、見積書の受領後に見積提出依頼書を作成し、実際には送付していな かったりしており、規則等に違反しているもの	
(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	11
ア 建設課	11
土地改良区が利用するシステムについて、その保守経費等を市が負担したり、 市所有のパソコンを供用したりしており、適正を欠いているもの	
イ 美術館	12
美術館において、適正でない会計事務手続きにより受託販売を行っていたり、 誤った費目で施設使用料を収入したりしており、適正を欠いているもの	
2 意見（要望事項）	14
(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの	14
ア 総務課	14
(ア) 例規集について、必要部数や適切な配布場所等の調査を実施するとともに、削 減に向けて検討する必要があるもの	

(イ) インターネット行財政情報サービスが有効に活用されるよう、その利用方法等について職員への周知を図ることを検討する必要があるもの	
イ 財政課	16
財務書類4表等について、予算編成や職員の研修等において活用が図られるよう検討する必要があるもの	
ウ 農林水産課	17
有害鳥獣被害防護柵設置事業について、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備することや適切な設置方法等について市民への周知を図ることを検討する必要があるもの	
(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの ..	18
ア 子育て支援課	18
こども園等の契約事務の適正化を図るため、契約事務に係る研修等を実施するとともに、こども園等の契約に係る書類の審査等を十分に行うよう改善する必要があるもの	
〈参考〉 過年度の監査の指摘事項等に対する措置状況	19

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項）

第 3 監査の対象

総務部 総務課、契約管財課、財政課

総合政策部 秘書広報課、企画振興課

市民部 市民課、税務課、収納推進課、裳掛出張所

環境部 生活環境課

保健福祉部 福祉課、子育て支援課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、長船西保育園、裳掛こども園（裳掛児童館）

産業建設部 建設課、農林水産課、商工観光課

上下水道部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課

病院事業部 市民病院

教育委員会 総務学務課、社会教育課、長船町公民館、裳掛小学校、美和小学校、長船中学校、国府幼稚園、長船学校給食調理場、備前長船刀剣博物館、美術館、市民図書館

第 4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第 5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課		実施場所
令和元年5月28日(火)	教育委員会	長船中学校	長船中学校
		国府幼稚園	国府幼稚園
		長船町公民館	長船町公民館
	保健福祉部	長船西保育園	長船西保育園
6月25日(火)	教育委員会	市民図書館	市民図書館
	市民部	裳掛出張所	裳掛出張所
	教育委員会	裳掛小学校	裳掛小学校
		美和小学校	美和小学校
10月18日(金)	総務部	財政課	市役所本庁
	産業建設部	農林水産課	〃
10月29日(火)	教育委員会	美術館	美術館
	病院事業部	市民病院	市民病院
	教育委員会	長船学校給食調理場	長船学校給食調理場
10月31日(木)	〃	社会教育課	牛窓支所
		総務学務課	〃
	上下水道部	上水道業務課	水道庁舎
		上水道施設課	〃
下水道課		〃	
11月5日(火)	保健福祉部	いきいき長寿課	長船支所
		子育て支援課	ゆめトピア長船
	市民部	市民課	市役所本庁
		税務課	〃
		収納推進課	〃
11月7日(木)	産業建設部	建設課	〃
11月28日(木)	〃	商工観光課	〃

監 査 期 日	対 象 部 課		実施場所
12月13日(金)	保 健 福 祉 部	福 祉 課	ゆめトピア長船
		健 康 づ くり 推 進 課	〃
	教 育 委 員 会	備前長船刀剣博物館	備前長船刀剣博物館
	環 境 部	生 活 環 境 課	市 役 所 本 庁
12月17日(火)	総 務 部	総 務 課	〃
	総 合 政 策 部	企 画 振 興 課	〃
		秘 書 広 報 課	〃
	保 健 福 祉 部	裳 掛 こ ど も 園	裳 掛 こ ど も 園
12月23日(月)	総 務 部	契 約 管 財 課	市 役 所 本 庁

第7 監査の結果

1 指摘事項

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 生活環境課

瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の交付に当たり、交付対象者とはならない団体に対し補助金が交付されており、要綱に違反しているもの

生活環境課は、平成31年4月から令和元年10月までの間に、瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱（平成31年瀬戸内市告示第10号。以下「要綱」という。）に基づき、瀬戸内市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を18件、計396,000円交付している。

そして、これらのうち、3件、計220,000円については、市内の地区団体に対するものとなっていた。

しかし、要綱によると、補助金の交付対象者は、市内に住所を有する個人とされていることから、同団体は補助金の交付対象者とはならないものであった。

したがって、補助金の交付対象者とはならない団体に対し、補助金を交付していたことは、要綱に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、同課において、補助金の交付対象者についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、本件は、同課において速やかに検討がなされ、要綱の見直しが図られている。

イ 市民図書館

食糧費を増額するための流用が行われており規則に違反しているもの

瀬戸内市予算規則（平成16年規則第45号。以下「規則」という。）によると、市の歳出予算は、款、項、目、節、細節に区分することとされている。そして、やむを得ない理由がある場合には、所定の手続きを経ることにより、歳出予算の各項間又は各目若しくは各節間の金額を流用することができることとされている。一方で、人件費とその他の経費の相互流用や需用費のうち食糧費を増額するための流用等については認められていない。

しかし、平成30年度の市民図書館における食糧費の支出状況についてみると、予算額10,000円に対し、支出額が12,853円となっており、2,853円が流用され、支出されていた。

このように、規則において、食糧費を増額するための流用は認められていないにもかかわらず、同館において、食糧費を増額し、支出していたことは、規則に違反していると認められる。

なお、28年度は6,142円、29年度は405円が流用されていたことから、監査委員は、29年度決算の審査において、食糧費の流用に関し注意喚起を行っていたにもかかわらず、30年度決算においても同様の状況となっていた。

このような事態が生じたのは、同館において、食糧費については、増額のための流用が認められていないという認識が欠けていたことなどによると認められる。

ウ 市民課、いきいき長寿課

繰越調定すべき日を誤っており規則に違反しているもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）によると、地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖することとされている。また、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）によると、歳入徴収者は、現年調定分で当該年度の出納閉鎖日までに収入済とならないものは、出納閉鎖日の翌日において翌年度の調定額に繰り越す（以下「繰越調定」という。）こととされている。

しかし、市民課では、平成29年度に調定した被保険者返納金のうち、30年3月31日までに収入済とならなかった計191,582円について、誤って同年4月1日に繰越調定していた。また、いきいき長寿課においては、29年度に調定した老人保護措置費負担金のうち、同年度の出納閉鎖日（30年5月31日）までに収入済とならなかった14,517円について、繰越調定すべき日（以下「繰越調定日」という。）を過ぎた30年7月17日に30年度へ繰越調定していた。（表1参照）

したがって、市民課及びいきいき長寿課は、繰越調定日を誤っており、規則に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、両課において、繰越調定日に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

表1 繰越調定の状況

歳入科目	本来繰越調定すべき日	実際繰越調定した日
被保険者返納金	平成30年6月1日	平成30年4月1日
老人保護措置費負担金	平成30年6月1日	平成30年7月17日

エ 上水道業務課、下水道課、市民病院

出納取扱金融機関等の検査が行われておらず政令に違反しているもの

地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「政令」という。)によると、公営企業管理者または市長は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)に基づく出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関等」という。)について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならないこととされている。

出納取扱金融機関等の検査について確認したところ、水道事業、下水道事業、病院事業において、政令に定められている検査を行っていなかった。

したがって、出納取扱金融機関等の検査を行っていなかったことは、政令に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、水道事業、下水道事業、病院事業において、出納取扱金融機関等に係る検査についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

オ 裳掛こども園

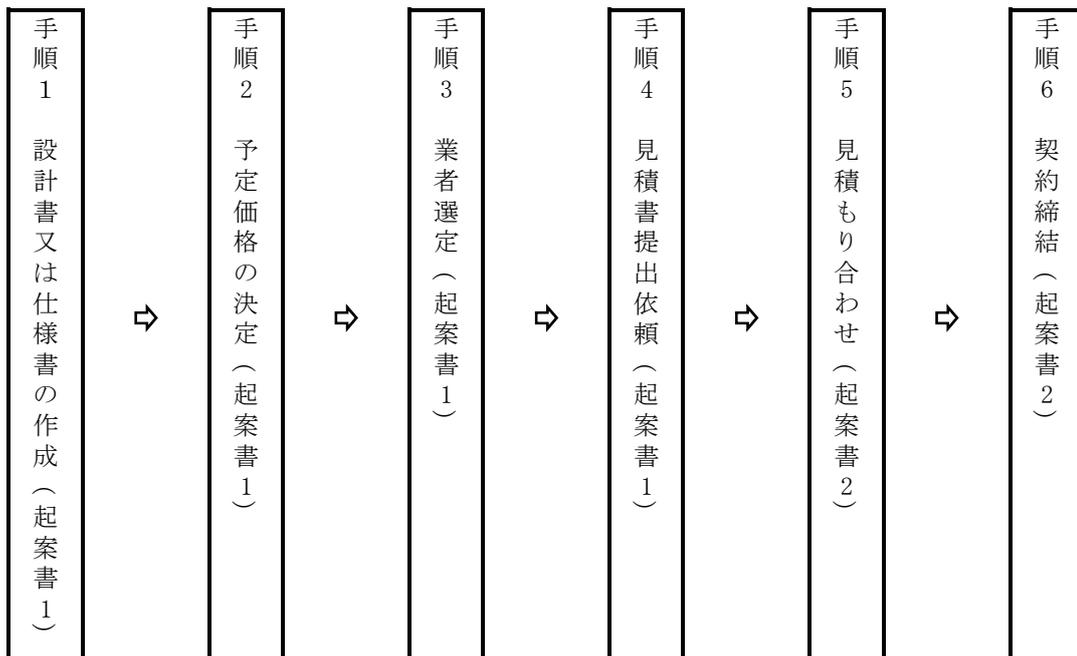
見積書の徴取に当たり、特定の業者に依頼し、他者の見積書を取りまとめさせていたり、見積書の受領後に見積提出依頼書を作成し、実際には送付していなかったりしており、規則等に違反しているもの

(参考) 子育て支援課

こども園等の契約事務の適正化を図るため、契約事務に係る研修等を実施するとともに、こども園等の契約に係る書類の審査等を十分に行うよう改善する必要があるもの

市の契約事務は、瀬戸内市契約規則（平成16年規則第50号。以下「規則」という。）等に基づき行われており、随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴することとされている。また、市は、「入札・契約関係事務の適切な遂行について」（平成29年総務部長事務連絡）において、随意契約における見積りの徴取については、口頭ではなく必ず公文書で依頼することとしている。

市の随意契約に係る事務手続きは、以下の通り、仕様書を作成し、予定価格を決定したのち、業者選定を行い、その後、見積書の提出依頼を行うことなどとなっている。



昨年度の定期監査において、複数の保育園等で不適正な見積書の徴取等が見受けられたことから、今般、裳掛こども園（以下「こども園」という。）の監査に当たり、随意契約における見積書の徴取等について重点的に確認したところ、次のような事態が見受けられた。

① こども園における見積書の徴取等について

こども園では、令和元年度に、幼児用テーブル等の保育用品を224,616円で購入していた。当保育用品の発注に当たっては、7月23日付けで7月30日を提出期限とする3者分の見積提出依頼書を作成し、これを起案書に添付して、子育て支援課長の決裁を得ていた。その後、こども園では、3者の中から最も低額な見積書を提出した1者（以下「契約業者」という。）と契約を締結していた。

しかし、提出された3者見積書の日付が見積提出依頼書の日付より前の7月17日となっていたことから、こども園に確認したところ、実際は、こども園が7月17日に、口頭で、契約業者のみに見積依頼を行っており、その際、契約業者に対して、契約業者以外に見積書の提出が可能な業者の選定とそれら見積書の取りまとめも依頼していた。そして、数日後、その契約業者が3者分の見積書をまとめて、こども園に持参していた。

また、前記の見積提出依頼書は、決裁を得るため、契約業者から3者分の見積書を受領した後に作成したものであり、その後の見積提出依頼書の送付も行われていなかった。

なお、こども園において、同年度に購入した保育用品317,994円についても同様の事態となっていた。

② 子育て支援課の審査体制等について

昨年度の定期監査に引き続き、今年度もこども園において不適正な契約事務が見受けられたことから、市内の保育園等を取りまとめている子育て支援課にその対応状況等について確認したところ、同課においては、平成30年11月の園長会で口頭指導を行ったものの、実態把握やそれに伴う研修は行われておらず、マニュアル等の整備も行われていなかった。また、子育て支援課の審査、チェック体制などの見直しも図られていなかったため、こども園の契約締結に係る書類を審査するに当たり、日付の齟齬に気づかなかった。

このように、こども園において、見積書の徴取に当たり、見積書を口頭で依頼していたばかりでなく、契約業者に他の業者の見積書を取りまとめさせていたり、見積書の受領後に見積提出依頼書を作成し、送付していなかったりしており、規則等に違反していると認められる。

また、子育て支援課においては、こども園等の契約事務の適正化を図るため、契約事務に係る研修の実施やマニュアル等の整備を行うとともに、こども園等の契約に係

る書類の審査等を十分行うよう改善する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、こども園において、法令等に従い契約事務を適正に行うことや、見積の徴取に当たり、競争性や公平性等が重要であるという認識が欠けていたこと、また、子育て支援課においては、こども園に対する指導等が十分でなかったことなどによるものと認められる。

なお、こども園は、当初、監査委員に対し虚偽の回答を行い、その後、再三にわたる聴取によりこれらの事態が判明した。市においては、今後、監査委員に対し、虚偽の回答が行われることがないよう再発防止を求めるものである。

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 建設課

土地改良区が利用するシステムについて、その保守経費等を市が負担したり、市所有のパソコンを供用したりしており、適正を欠いているもの

建設課は、平成 30 年度に、水利組合用システム（以下「システム」という。）の保守業務及び新元号対応業務の委託料として計 569,052 円を支出している。

当システムは、邑久町土地改良区（以下「土地改良区」という。）のパイプラインの水量代金を組合員から徴収するためのもので、市所有のパソコンにインストールし、利用されている。

土地改良区は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき設立された公共法人であり、市とは異なるものであるにもかかわらず、上記のとおり、土地改良区が業務に使用するシステムの保守業務経費等を市が負担したり、システムを利用するに当たり、市所有のパソコンを供用したりすることは、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

なお、保守業務経費については 29 年度以前も同様の状況となっていた。

このような事態が生じたのは、同課において、市とは異なる法人の経費を市が負担することが適切でないという認識が十分でなかったことなどによると認められる。

イ 美術館

美術館において、適正でない会計事務手続きにより受託販売を行っていたり、誤った費目で施設使用料を収入したりしており、適正を欠いているもの

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）によると、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないこととされており、歳入予算については、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においては、これを項に区分しなければならないこととされている。また、普通地方公共団体は、行政財産の使用について、使用料を徴収することができ、使用料に関する事項については、条例で定めなければならないこととされている。

美術館における会計事務について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

① 受託販売について

美術館では、平成 22 年度より、地元作家等からの委託を受け、地元作家等が作成した工芸品や絵葉書等（以下「商品等」という。）の販売（以下「受託販売」という。）を行っている。受託販売に当たっては、地元作家等と「物品販売に関する覚書」を締結するなどしており、その中で、商品等の売上額の 10%から 35%が受託販売手数料とされている。

美術館が管理している受託販売に係る帳簿を確認すると、30 年度の売上額が 2,089,635 円であったにもかかわらず、一般会計の歳入としていたものは、受託販売手数料の 378,672 円のみとなっていた。

一方、売上額から受託販売手数料を差し引いた 1,710,963 円については、市の会計事務を行うことなく商品等の代金として支出していた。

また、前記の売上とは別に、29 年度から令和元年度における売上額 18,000 円（受託販売手数料 2,700 円）については、元年 10 月の監査実施時点においても会計事務が執られることなく、美術館において保管されていた。

② 施設使用料について

瀬戸内市立美術館条例（平成 22 年条例第 8 号）によると、ギャラリー等の美術館の施設使用料については、利用場所に応じた使用料及び冷暖房料に加え、美術館内で販売を行った場合、販売額に 5%を乗じた料金（以下「販売料金」という。）を美術館に納めることとされている。そして、施設使用料を収入する場合、（款）使用料及び手数料（項）使用料の費目とすることとなっている。

しかし、30年度における3件分の販売料金計358,650円については、(款)使用料及び手数料(項)使用料ではなく、(款)諸収入(項)雑入として収入していた。

このように、受託販売について、市の会計事務を行わず収入、支出していたり、複数年にわたり、会計事務が執られていない現金を保管していたり、施設使用料について、誤った費目において収入したりしていたことは、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

このような事態が生じたのは、美術館において、会計事務の手続き等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、受託販売については、地元作家の育成や地域紹介等を目的として、開館当初から実施してきたものではあるものの、どの商品等を販売するかの基準がなかったり、市が特定の者の業務を受託することなどについて疑義があったりすることから、受託販売を継続するかも含め、適切な実施方法について検討する必要がある。

2 意見（要望事項）

（1）効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア 総務課

（ア）例規集について、必要部数や適切な配布場所等の調査を実施するとともに、削減に向けて検討する必要があるもの

総務課は、市の例規の検索、閲覧等のため、平成31年4月に、株式会社ぎょうせいと瀬戸内市例規執務サポートシステムの利用に関する契約を契約額2,430,000円で締結している。

この契約は、同社が運用している例規執務サポートシステム（以下「システム」という。）を利用し、データベース化された市の例規を職員各自のパソコン等から閲覧、検索を行うことなどができるとされている。また、これと併せて、市役所本庁の各課、出先機関、幼稚園等に配布されている95組（1組当たり6冊）の瀬戸内市例規集（以下「例規集」という。）の追録・加除の作業を行うこととされており、例年、年4回程度行われている。

上記のとおり、現在、市における例規の閲覧、検索等については、例規集のみならず、システムを利用して行うことができる状況となっており、また、例規集の追録・加除の作業が行われる場合は、職員が出先機関等から本庁の指定された場所に持ち込み、作業終了後、持ち帰らなければならないなど多大な労力を要していることから、総務課においては、例規集の必要部数や適切な配布場所等について調査を実施するとともに、例規集の削減に向けて検討する必要があると認められる。

（イ）インターネット行財政情報サービスが有効に活用されるよう、その利用方法等について職員への周知を図ることを検討する必要があるもの

総務課は、株式会社時事通信社が提供するインターネット行財政情報サービス（以下「iJAMP」という。）を利用するため、平成31年4月に、同社とiJAMPの閲覧に係る契約を契約額784,800円で締結している。

同契約によると、有償ライセンスは9ライセンスとなっており、これとは別に無償ライセンスが31ライセンス発行されているため、結果として、市は、784,800円で有償ライセンスと無償ライセンスの合計（以下「契約ライセンス」という。）である40ライセンスを利用することが可能となっている。

iJAMPの29年度から令和元年度までの利用状況（表2参照）についてみると、平成

29年度においては、契約ライセンスが60ライセンスに対して、職員が利用しているライセンス（以下「利用ライセンス」という。）が15ライセンスとなっており、iJAMPの利用は、低調となっていた。そして、30年度、令和元年度においては、平成29年度より契約ライセンスを20ライセンス削減し40ライセンス、利用ライセンスが6ライセンス増加し21ライセンスとなったものの、その差は19ライセンスあり、依然として低調な状況となっている。

同時に、iJAMPの利用方法に係る職員への周知状況等についても確認したところ、総務課においては、これまで特段の周知等は行っていなかった。

このように、3年間にわたりiJAMPの利用が低調となっていることから、総務課においては、iJAMPの内容や利用方法等について職員に周知し、iJAMPが有効に活用されるよう検討する必要があると認められる。

なお、山陽新聞総合データベース（Sandex）についても同様に利用方法等が職員に周知されていないことから、iJAMPと併せて検討する必要があると認められる。

表2 平成29年度から令和元年度までのiJAMPの利用状況

年度	契約ライセンス数(A)		利用ライセンス数(B)	AとBの差	
	有償ライセンス (契約額)	無償ライセンス			
平成29	60	11 (1,036,800円)	49	15	45
平成30	40	9 (777,600円)	31	21	19
令和元	40	9 (784,800円)	31	21	19

イ 財政課

財務書類4表等について、予算編成や職員の研修等において活用が図られるよう検討する必要があるもの

地方公共団体は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年総務大臣通知総財務第102号）等において、平成29年度までに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用することとされている。

財政課では、29年度（28年度決算分）に貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書（以下、これらを「財務書類4表」という。）の作成等の業務を契約額4,503,600円で委託している。そして、30年度（29年度決算分）においては、これらに固定資産台帳の更新を加えた業務を契約額5,356,800円で委託しており、令和元年度（平成30年度決算分）においても同様の業務を契約額5,456,000円で委託している。

財務書類4表等の活用状況について確認したところ、令和元年10月の監査実施時点においては、ホームページで公表されているものの、これ以外に積極的な活用は図られていなかった。

財務書類4表等については、今年度で3年間分が作成されることとなり、財務状況の推移の検証等が可能となることから、財政課においては、ホームページでの公表に加え、予算編成や職員の研修等において活用するなど、有効活用を図ることを検討する必要があると認められる。

ウ 農林水産課

有害鳥獣被害防護柵設置事業について、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備することや適切な設置方法等について市民への周知を図ることを検討する必要があるもの

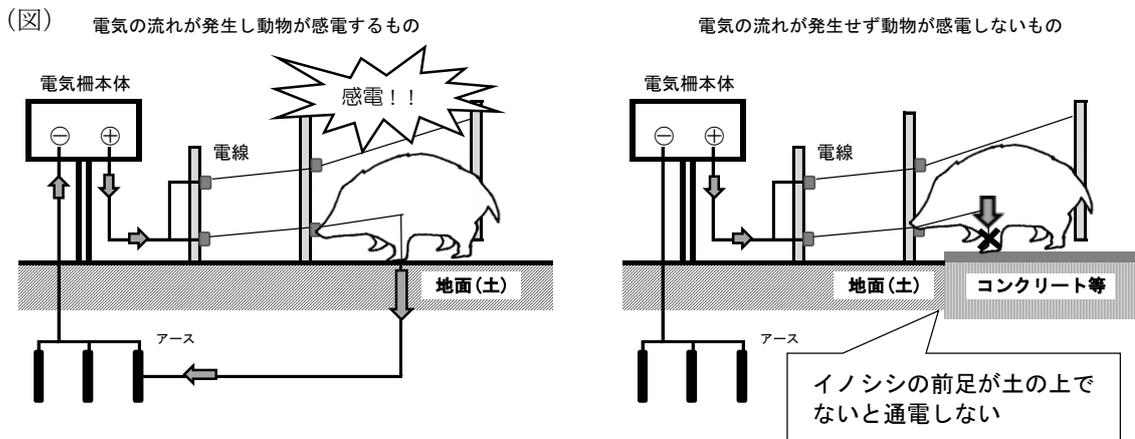
農林水産課は、平成 30 年度に、農作物を有害鳥獣の被害から守り、農業者等の安定的な経営に資するため、瀬戸内市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を 11,331,907 円交付している。

補助金の交付に当たり、同課では、補助金の交付に必要な書類を審査するとともに現地に赴くなどして有害鳥獣被害防護柵（以下「防護柵」という。）の設置状況を確認している。

防護柵の適切な設置方法については、岡山県がパンフレット等を作成しており、これによると、電気柵は、イノシシ等が電線に触れることで電気柵本体からイノシシ等の体や地面を通して電気の流れが発生し、イノシシ等を感じさせるものであることから、電気柵の設置に当たっては、前足が土の上になるよう、コンクリート等の通電が不十分な舗装道路等からは最低 50 cm 離すこと（下図参照）、また、支柱の押し倒しを防ぐため、支柱の外側に電線を張ることなどとされている。

しかし、市内における電気柵の設置状況を確認すると、電気柵が舗装道路から 10cm も離されずに設置されていたり、支柱の内側に電線が張られていたりしており、適切に設置されていない電気柵が複数見受けられた。

したがって、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備するとともに、防護柵の適切な設置方法等について市民への周知を図ることを検討する必要があると認められる。



(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 子育て支援課

こども園等の契約事務の適正化を図るため、契約事務に係る研修等を実施するとともに、こども園等の契約に係る書類の審査等を十分に行うよう改善する必要があるもの

(内容については、8ページ参照)

<参考> 過年度の監査の指摘事項等に対する措置状況

【平成27年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況】

所管部署	産業建設部農林水産課(産業振興課) (一般社団法人緑の村公社)
意見(要望事項)	措置の内容
農林水産課においては、一般社団法人緑の村公社の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行われたい。	一般社団法人緑の村公社にかかる経営状況等については、定期的な資金繰りや決算財務諸表を徴収するなど、状況の把握指導等をおこなった。また、平成30年11月には、当公社において「経営改善計画」を作成し、現在その計画の履行に努めている。
農林水産課は、一般社団法人緑の村公社が運賃を免除している団体等について、再度対応を検討されたい。公的な予算措置も含め、収入確保策を講じられたい。	一般社団法人緑の村公社が運賃を免除している団体等について、当課が直接指導する立場にないが、平成30年度に当公社に対して、減免状況を把握するよう促し、その結果を市関係課へ周知した。その状況を踏まえ、今年度よりそれらについては減免しないこととなった。 なお、市関係車両等についても、今年度より、既存補助金に上乗せすることにより減免しないこととなった。

【平成28年度定期監査結果に対する措置状況】

所管部署	教育委員会社会教育課
意見(要望事項)	措置の内容
<p>成人式の案内通知に係る封書について、経済的な郵便料金制度の適用を受けていないことは、効率性、経済性の観点から改善する必要があると認められる。</p>	<p>6月案内文…葉書にて送付。郵送時の割引制度はない。 11月案内文…封書で市内宛送付分は、郵便区内特別郵便物制度により割安で送付している。(100通以上市内送付が対象)</p>
<p>予算の執行に当たっては、年度中に必要数量を計画的に購入し、かつ、使用することが基本であって、切手等の有価証券を大量に年度末に購入し、翌年度に繰り越すことは、会計年度独立の原則の趣旨を逸脱するものと考えられる。したがって、切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、大量の残高を翌年度に繰り越すことのないよう改善する必要があると認められる。</p>	<p>改善済み。必要に応じて適宜購入をしている。</p>

【平成29年度定期監査結果に対する措置状況】

所管部署	瀬戸内市民病院
意見(要望事項)	措置の内容
<p>市は、随意契約の一種であるプロポーザル方式による業者選定を実施するに当たって、公平性、透明性及び客観性を担保するために、ガイドラインで、プロポーザル審査委員会の構成数について規定しており、このことは、公営企業である市民病院においても同様に留意されるべきであると考えられる。したがって、審査委員の構成については所管関係職員が過半数とならないように配慮して、その選定過程に公平性、透明性及び客観性に留意することが重要であり、事務処理上改善する必要があると認められる。</p>	<p>プロポーザル方式による業者選定については、平成 28 年度に実施後行っていなかったが、令和元年度において、医事業務及び給食業務の業者選定に際し実施した。プロポーザル審査委員については、医事業務、給食業務ともに委員数は、7 人で内訳は、外部委員 4 人、所管関係職員 3 人とし、所管関係職員が過半数とならないように措置した。</p>

【平成29年度随時（工事）監査結果に対する措置状況】

所管部署	上下水道部上水道施設課
意見(要望事項)	措置の内容
<p>最上階に配置された部屋で、特に夏場にコンクリート屋根が直に熱せられるなどの状態であることや、吊り天井がなく天井高も高い状態であることは、空調の効率が悪い状態であると考えられる。したがって、空調が必要な空間を仕切るなど空間を狭くして空調効率が高くなるようにし、空調機の運転に掛かる電気代が経済的になるよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>浄水処理棟の次亜室は、天井付近にケーブルラックや薬品配管が多数通過しているため、吊り天井を設置するのは困難と考えられます。また、管理棟の管理室及び浄水処理棟の次亜室ともに天井懐が深いため、吊り天井を設置するためには、天井の下地補強や吊りボルトの水平補強等が必要であり工事費が増額すると考えられます。さらに、吊り天井を設置した場合は天井高が低くなり、機械・電気設備の取替時には、取り外しと再設置の工事が必要となります。これら維持管理性や施工性、経済性を検討した結果、施工が難しく、経済性では、電気代は安くなりますが、設置工事費や取り外し費等の費用増加が見込まれるため、採用は難しいと判断しました。そのため、空調の運転に掛かる電気代を削減する方法としては、各部屋に温度計を設置して適正な室温管理を行うことや、定期的に空調のフィルターを掃除などの維持管理を継続していきます。</p>

【平成 30 年度定期監査結果に対する措置状況】

所管部署	環境部長船衛生センター
指摘事項	措置の内容
長船衛生センターが、スクリープレス修繕業務に係る見積書の受領において、日付が未記入の見積書を受領し、本来、業者が記入すべき日付を職員が後から加筆していた行為は、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	見積書の徴収・契約での不適正な事務処理であり、絶対行っていない行為であります。このことより、職員から事情を聞き、指導をおこない、見積書の徴収・契約について職員の知識向上を図り、今後、このような事が起きないように気を付けます。

所管部署	保健福祉部福祉課
指摘事項	措置の内容
福祉課は、就業継続支援事業所の用途に供することを目的として、岡山県と賃貸借契約を締結しており、その内の一部をNPO瀬戸内に転貸し、残りは市が障害者福祉のための拠点場所として整備する計画を立てることとし、計画作成までの間、NPO瀬戸内に無償で使用させていた。しかし、市は整備計画も立てず、本来であれば使用できないNPO瀬戸内に使用させていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	岡山県と市が賃貸借契約を締結し、NPO 瀬戸内に転貸した残りの土地及び建物を、市が瀬戸内市地域センター支援センタースマイルに事業運営委託している瀬戸内市地域自立支援協議会 就労支援部会が実施主体となり、活用する計画を策定しました。 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、瀬戸内市内障害福祉サービス事業所(就労支援事業所)間の相互理解と連携したネットワークを構築し、身近な地域の中で障害者等が地域住民とふれあうことで障害福祉への理解を促進することを目的とし、当該土地及び建物を拠点として活用するものです。 その計画に基づき、令和元年12月7日「障害福祉サービス事業所交流会」を実施しました。 NPO 瀬戸内が使用していた建物(倉庫)については、瀬戸内市地域自立支援協議会が管理し、交流会で使用する物品等を保管することとしています。

所管部署	産業建設部建設課
指摘事項	措置の内容
補助金等の交付に当たり、交付申請、交付決定等のすべての手続きを行うことなく補助金等を交付しており、補助金等交付規則に違反していると認められる。	黒島渡船費補助金 平成 30 年 6 月に住民票が黒島にないことを確認し、平成 30 年度以降の補助金の交付はしていません。今後も補助金を交付する予定はありません。

所管部署	裳掛診療所
指摘事項	措置の内容
岡山県医師会への年額会費の支払いに当たり、減免を受けることが可能であったにもかかわらず、減免申請を行っていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	平成 30 年度の申請時期(平成 30 年 2 月～3 月)は終了していたため、平成 31 年 2 月に岡山県医師会に施設負担金の減免申請を行った。 平成 31 年度の施設負担金は、9 万円の 3 分の 1 に減免され 3 万円を納付した。

所管部署	教育委員会総務学務課
意見(要望事項)	措置の内容
幼稚園保育料の納付に当たり、幼稚園の職員が保護者に代わって行っていることにより、職員に多大な負担が生じているため、総務学務課は、保育料の納付方法の変更などを検討し、改善する必要があると認められる。	令和元年 10 月より幼稚園保育料の無償化が実施され、納付がなくなったため、納付方法の変更はしませんでした。

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
社会教育課は、セーリング振興活動費補助金の交付に当たり、補助事業者が他団体から補助金の交付を受けていたにもかかわらず、十分な確認を行わず補助金を交付していたことは適正を欠いており、是正を図る必要があると認められる。	平成 30 年度の活動計算書のうち、「受取助成金等」に県からの補助金と市からの助成金が含まれる。今年度、補助事業者と提出書類についてのヒアリングを実施し、県負担分と市負担分の補助対象事業費に重複しているものはないことを確認した。今後も引き続き確認していく。

意見(要望事項)	
補助金等の交付に当たり、要綱等を定めることなく、複数年にわたり継続的に補助金等を交付している。透明性を確保し、市民への説明責任が果たせるよう、真にやむを得ない場合を除いて、要綱等を定めて補助金等を交付するなど、改善する必要があると認められる。	
所管部署	措置の内容
環境部生活環境課	瀬戸内市環境衛生協議会補助金交付要綱、瀬戸内市消費生活問題研究協議会補助金交付要綱を定める。平成 31 年 3 月 19 日付け、告示第 25 号並び告示第 26 号により、施行する。
保健福祉部子育て支援課	交付要綱制定 (① 地域組織活動費補助金) (②放課後児童健全育成事業費補助金) ①H30 年度中制定 ②H31.4 月から指定管理者制度に伴い制定
保健福祉部健康づくり推進課	令和 31 年 4 月 20 日 告示第 45 号 瀬戸内市愛育委員協議会・栄養改善協議会活動費補助金交付要綱を定め、補助金を交付しています。
産業建設部建設課	黒島渡船費補助金 平成 30 年 6 月に住民票が黒島にないことを確認し、平成 30 年度以降の補助金の交付はしていません。今後も補助金を交付する予定はありません。 土地改良区補助金 瀬戸内市土地改良区補助金交付要綱を令和元年 7 月 31 日に制定し、交付要綱に沿った手続きを行うよう、是正しました。
産業建設部商工観光課	平成 31 年 1 月 4 日付けで「瀬戸内市観光協会補助金交付要綱」を告示し、今年度分の補助金から本要綱に基づく交付を行っている。

【平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況】

所管部署	産業建設部商工観光課 (有限会社曙の里おく)
指摘事項	措置の内容
<p>有限会社曙の里おくが平成30年4月に取得した建物は、市有地の上に建っていることから、市の行政財産の目的外使用の手続きを行う必要があったが、有限会社曙の里おくは市に行政財産使用許可申請書を提出しておらず、商工観光課も申請を促していなかった。有限会社曙の里おくは、市に対し、行政財産使用許可申請書を提出し、商工観光課は、使用許可の基準に照らし、許可書を交付するなどの手続きを行う必要がある。</p>	<p>平成31年4月1日付けで有限会社曙の里おくから当該建物の敷地に対する行政財産の目的外使用に関する許可申請書の提出があったことから、本課において使用許可の基準に照らし、適当と認め、同日付けで許可書を交付している。</p>